

全日本吹奏楽コンクール実施規定

昭和58年5月28日

改定 昭和62年3月1日 平成7年7月7日 平成10年3月20日 平成14年11月22日

(総 則)

第1条 全日本吹奏楽コンクールは、各支部予選で選出された吹奏楽団体が参加して毎年10月ないし11月に実施する。

第2条 実施会場は、その年ごとに全日本吹奏楽連盟理事会でこれを定める。

第3条 選出母体となる支部連盟は次の通りとする。

北海道吹奏楽連盟	東 北吹奏楽連盟
東関東吹奏楽連盟	西関東吹奏楽連盟
東京都吹奏楽連盟	東 海吹奏楽連盟
北 陸吹奏楽連盟	関 西吹奏楽連盟
中 国吹奏楽連盟	四 国吹奏楽連盟
九 州吹奏楽連盟	

第4条 理事会は毎年3月末日までに、次年度の全日本吹奏楽コンクールについて実施場所・課題曲など必要事項を決定する。

(実施部門および参加人員)

第5条 実施部門は次の通りとし、参加団体は所属する部門に参加するものとする。

中学校の部	高等学校の部	大学の部
職場の部	一般の部	

第6条 各部門の参加人員は次の通りとする。

中学校の部・・・50名以内
高等学校の部・・・50名以内
大学の部・・・55名以内
職場の部・・・55名以内
一般の部・・・80名以内

ただし支部予選の申込人員を超えることはできない。

指揮者はこの人員に含まれない。

(資格)

第7条 各部門の参加資格は次の通りとする。

中学校の部

構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)

高等学校の部

構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)

大学の部

構成メンバーは同一の大学に在籍している学生とする。

職場の部

同一経営の会社、工場、事務所、官庁(それぞれグループ企業・団体も含む)などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、構成メンバーはその勤務先に勤務している者とする。

一般の部

団体構成メンバーは次の第8条に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第8条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。課題曲・自由曲は同一のメンバーが演奏しなければならない。ただし楽器の持ち換えは認める。

第9条 指揮者の資格については制限しないが課題曲・自由曲とも同一人が指揮すること。

第10条 参加団体の資格に疑義あるときは出場を停止または入賞を取り消すことができる。

(課題曲・自由曲および演奏時間)

第11条 (編成)

課題曲はスコアに指定された編成を尊重すること。

自由曲の編成は木管楽器、金管楽器、打楽器(擬音楽器を含む)とする。但し、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・エレキベース・ハープの使用は認める。

第12条 出場団体は課題曲および自由曲を演奏して審査を受けるものとする。

第13条 課題曲はその年度ごとに理事会で決定発表する。

第14条 課題曲および自由曲は支部予選に用いたものとする。

第15条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないでコンクールに出場することは認めない。

(注) 1) 作曲者の死後およそ50年を経ている大半の作品には著作権が存在する。

2) 編曲の管理は日本音楽著作権協会ではなく著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社)が行っている。

第16条 演奏時間は課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。演奏時間とは課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

第17条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第18条 出演順序は毎年理事会において決定する。ただし部門順序はその年度の実行委員会において決定する。

第19条 全日本吹奏楽コンクールの審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の数は原則として9名とする。

審査方法は理事会の定める全日本吹奏楽コンクール審査内規による。

第20条 表彰は各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(支部代表)

第21条 全日本吹奏楽コンクールに各支部より選出する団体数は、中学・高校の部はそれぞれ2団体以内、大学・職場・一般の部はそれぞれ1団体以内を基準としさらに前年度の各支部のコンクール参加団体数を勘案してその年度ごとに理事会で定める。

2 各支部は全日本吹奏楽コンクール開催日の三週間以前に支部コンクールを実施し、代表団体を全日吹連に報告する。

第22条 支部代表の中学校各団体に限り交通費の一部を全日吹連が負担する。

(その他)

第23条 コンクール実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第24条 全日本吹奏楽コンクール実行委員はその年度ごとに選出する。

第25条 その他開催上の細目については実行委員会が定める。

第26条 この規定は理事会の議により改定することができる。

全日本吹奏楽コンクール審査内規

昭和58年5月28日

改定 昭和62年3月1日

- 第1条** この内規は全日本吹奏楽コンクール実施規定第19条に基づき審査および判定について定めるものである。
- 第2条** 審査員は課題曲と自由曲を、それぞれ「技術」と「表現」の2項目について5段階で評価する。
- 第3条** 審査結果の処理は理事長から委嘱された5名によって構成する判定委員会が行う。
- 第4条** 判定委員会は審査員の評価に基づき各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けを行う。但し、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3をめやすとする。
- 第5条** 第4条による結果は審査員の了承を得、理事長が賞を決定する。
- 第6条** 審査票は出演団体に渡し、審査一覧表は会報に公表する。
- 第7条** この内規は理事会の議により改定することができる。